

長岡市の土木工事関係書類の簡素化について

新潟県は、平成25年3月19日に土木工事書類の明確化と簡素化を公表し、平成25年4月1日以降入札の工事から実施することとしました。

長岡市は、新潟県が公表した「工事書類作成マニュアル（受注者編）」（以下「県マニュアル」といいます。）を下記のとおり準用することとします。

記

1. 適用

長岡市及び長岡市水道局が発注する工事で新潟県土木工事標準仕様書を適用する工事書類の作成

2. 適用対象工事

平成25年3月15日以降に当初契約を締結した工事から適用します。

（平成24年度経済対策工事及び平成25年度工事）

3. 県マニュアルを適用しない内容

(1) 長岡市が特に別に定めているものは、長岡市の規定を適用します。

例 提出書類書式、特記仕様書の内容、CORINS登録対象金額、下請通知要領によるもの 等

(2) 長岡市が実施していない制度に係る内容

電子協議・電子納品関係、VE提案関係

(3) 簡素化をする少額工事の対象額

長岡市の少額工事の対象額については、当初契約額が300万円未満を対象とします。

4. 問い合わせ先

長岡市財務部契約検査課 工事検査担当 0258(39)2210